



K230.1

172

3

廣島文理科
大學教授 文學博士 勝部謙造 著

新制 女子修身書

中等學校教科書株式會社發行



神勅

豐葦原千五百秋
之瑞穗國是吾子
孫可王之地也宜
爾皇孫就而治焉
行矣實祚之隆當
與天壤無窮者矣

(日本書紀)

豐葦原の千五百秋の瑞穂の國は
是れ吾が子孫の王たるべき地な
り宜しく爾皇孫就きて治せ
行矣實祚の隆えまさむこと當
に天壤と窮りなかるべし

御 誓 文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ
永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺
ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自
彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ柄ト
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵 桂 太 郎

詔 書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振
作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留
メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大
綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申
ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵
養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著
レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ
思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セ
ムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振

作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在
ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ
責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セス
シテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
以下各國務大臣 副署

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大
權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考淑聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外
武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ
聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛
極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ

廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統領ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル
唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ
舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通

ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ在ス有司
其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬
ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ隆スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ億民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ方ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

教育ニ關スル御沙汰（昭和三年十二月十日）

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制
ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘ
リ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申
明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ
以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ
伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能
ク朕方意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコ
トヲ務メヨ

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

（昭和十四年五月二十二日御下賜）

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ
維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而
シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ
汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ
中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ
執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪
守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ
負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

新女子修身書 三年制用 卷三

目次

第一 人格の價值……………

①人格の意義——②人格の尊重——③人格の價值——④人格の修養

第二 男性と女性……………

①男尊女卑の思想——②兼好の女性觀——③女王の園——④男性と女性

第三 夫婦の道……………

①夫婦相和シ——②良妻は銅像の礎を築く——③逆境に處して——
④貞操——⑤結婚は人生の大典——⑥舅姑等に對して

第四 母の力……………三

●エレンケーの言——●賢母の感化——●慈母子を敗る——●受の教

第五 模倣と獨創……………元

●模倣——●獨創——●獨創的精神涵養の工夫——●ドイツの家庭生活——●獨創の機會

第六 道德の尊嚴……………六

●道德の尊嚴——●法と道德——●政治と道德——●經濟と道德——●藝術と道德——●宗教と道德

第七 我が國民道德……………七

●國民道德の意義——●我が國民道德の二大特色——●忠孝一致——●忠君愛國の一致

第八 惟神の道……………八

●惟神の道——●神勅——●敬神崇祖

第九 我が國民性……………三

●國民性——●國民性の由來——●我が國民性の長所と短所——●私達の反省

第十 思想問題(上)……………七

●思想問題——●個人主義——●個人主義の批判——●デモクラシー——●その批判——●輿論

第十一 思想問題(下)……………七

●社會主義——●その批判——●思想問題に對する我達の覺悟

第十二 肇國の精神と維新の皇猷……………八

●肇國の精神——●三種の神器——●神武天皇御創業の精神——●維新の皇猷

第十三 教育に關する勅語發布の由來…………… 七〇

●西洋文化の輸入——●幼學綱要の頒布——●思想界の混亂——●教育勅語の渙發

第十四 教育に關する勅語の精神…………… 七

●第二段——●第二段——●第三段——●第四段

第十五 日本の使命…………… 一〇一

●人類の文化——●東洋文化と西洋文化——●我が國の地位——
●生命の進出力——●日本の使命——●皇運扶翼の大道

目次終

新制 女子修身書 三年制用 卷三

第一 人格の價值

●人格の意義

人格とは「人たる所以の資格」であります。然らばその資格とは何でせう？

人格は自覺を有してゐます。即ち千變萬化する我を同一の我と認識する働きがあります。次に人格は統一的な活動をします。昨日の我と今日の我と同一の我と考へ、自分の爲した事に責任を有つてゆけます。第三に人格は理

想を有し、自由活動によつてこれを實現しようとしています。要するに自意識があり、責任の主體として自律的活動をするものが人格であります。従つて同じく人と言つても小兒のやうなのは人格の未成者であり、精神病者のやうなのは人格の分裂者であつて、これらは人格あるものと稱することは出来ません。

●人格の尊重

以上、人格の意義から見て、男女、老若、貴賤、貧富の別なく、すべて人格を有する點に於ては平等であります。私達は小兒や精神病者の行爲に對して責任を問はないのは、相手の人格を認めないからであります。之に反して極悪人の行爲でも、これを責めるのは、その者を以て一箇の人格を有す

るものと考へるからでありまして、責任を問ふのは即ちその者の人格を認むる所以であります。

私達は互に人格を尊重しなければなりません。

自ら自己の人格を尊重して、自律的に活動することを努むると共に、他人の人格價値を認めてその自由意志を尊重しなければなりません。

東郷大將の母は、お子様方が寝て居られる時、用事があつて其の部屋を通られる折は、決して枕許を通過されることなく、どんなにお急ぎの時でも必ず足許へ迂回されたといふことです。

「將來御國のために忠臣義士たらしめんとする者の頭上を歩む如きは、之を輕んずることとなれば親といへども慎むべきことなり。」

●人格の價值

これが大將の母の信條であります。

人格を平等とするのは、その本性の上から見たものでありますが、しかし、その發揮の程度は人毎に異つてゐます。即ちその活動の高低深淺廣狹などの程度に應じて、高い人格、低い人格、偉大な人格、狭小な人格などの差異を生ずるの言ふまでもありません。要するに、すべての正常人は人格的可能性を有する點に於て平等であり、可能性實現の實體としては不平等であるといふことに歸着します。

責任感とは人格の高下を計る尺度であります。修養によつて人格が高まつてゆけば、嘗ては自分の責任以外に思つてゐた事までも責任を感じるやうになります。吉田松陰は至誠を以て

國事に奔走し、遂に幽囚の身となり、刑場の露と消えましたが、彼は決して世を呪ひ人を咎めることを爲さず、至誠未だ足らず、天地を感動せしめることが出来ないで、このやうな厄難に陥つた

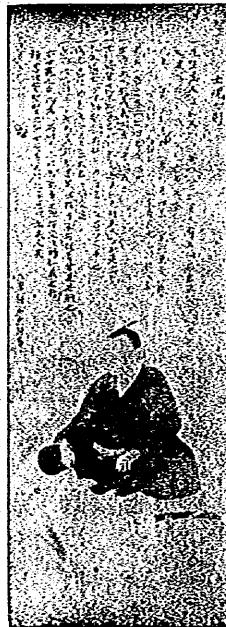
のは洵に相濟

まぬことであ

る。と言つてゐ

ます。佐久間

艇長がその遺



吉田松陰

書に「謹ンデ陛下ニ白ス。我部下ノ遺族ヲシテ窮スルモノ無カラシメ給ハンコトヲ。我が念頭ニ懸ルモノ之アルノミ」と記されてゐるのといひ、二人の愛子を失つた乃木大將がこれぞ武門の面目とステツセルに答へられた心事といひ、私達はこれら崇高偉大な人格に對して、感激の情に襟を正さざるを得ません。

④ 人格の修養

ゲーテは「絶えず擴大する圓」といふ語で人格の發展を形容してゐます。人格の發展は同心圓が次第にその圓周を擴大するやうなものであります。私達は入學當初より一年と修養を重ねて、人格の圓周を擴大し、今や本校の最高學年に進みました。私達は今、上級生として全校生徒の代表者の如き觀があり、その一舉一動は直ちに下級生に影響し、延いて學校の榮辱に關することが少くありません。且この一年を終つて直ちに家事に従事する者も、職業戰線に立つ者も、更に上級學校に進む者も、均しく實際生活に近づいてゐるのでありますから、その責任の重大なのを自覺し、學年の初頭より一層研學と修養に盡して、以て有終の美を

濟さねばなりません。

明治天皇御製

○
なすことのなくて終らば世に長きよはひをたもつかひ
やなからむ

第二 男性と女性

男子が社會的に優越の地位を占めてゐる時代に、男尊女卑の思想の行はれるのは蓋し已むを得ないことで、たゞ日本ばかりでなく、支那・印度さては西洋に於ても同様であり

● 男尊女卑の思想

ます。

儒教には七去三従の教があり、孔子も「女子と小人とは養ひ難し」と言つて、女子を小人と等しなみに考へてゐました。佛教では女子は罪業深重のものとし、女子が成佛するには、男子に變化轉生した上でなくては出来ないと説いてゐます。

西洋で女子を尊敬する風の生じたのは、中世紀に宮廷の騎士が貴婦人を尊敬するやうになつてからのことであります。が、しかしこれは單に社交儀禮の上に止まり、政治上經濟上男子の勢力地位を動かすことは無かつたのであります。

けれども、今では最早、男性女性の間に斯くの如き階級的差別觀の存在する理由はありません。

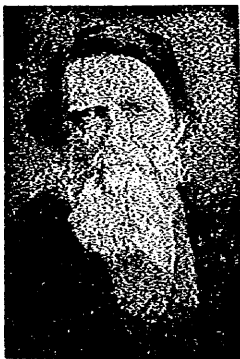
◎兼好の女性觀

「女の性は皆ひがめり。人我の相ふかく、貪欲甚しく、物の理を知らず、たゞまよひの方に心も早くうつり、詞もたくみに、くろしからぬことをも、問ふ時はいはず、用意あるかと見れば、又あさましき事まで問はずがたりにいひ出す。ふかくたばかりかざれる事は、男の智慧にもまさりたるかと思へば、その事あとよりあらはるゝを知らず。すなほならずして拙きものは女なり。」

と、徒然草の作者は女の短所を多く挙げ列ねてゐます。必ずしもすべてが當つてゐるとはいへませんが、私達の大いに反省すべきことばであらうと思ひます。

⑥「女王の園」

ラスキン「女王の園」のうちに次のやうな一節があります。
「男子は活動的にして進歩的なり。されば男子は事を始め業を起すに適すると共に、發見者たるに適し、戦の人たるに適す。然るに、女子は戦ふ人にあらずして治むる人なり。されば秩序を保ち、平和を與へ、正しき判断を下すに適す。即ち物の性質を見分け、其の得失を察し、其の關係を考ふるに長じ、決して戦はず争はずして、しかも能く終局の勝利を制す。」



シキスラ

男子は大膽に廣き世界に闊歩し、危険を冒して自己の力を試みんとするが故に、失敗を招き過失を生じ、また往々にして敵を作る。男子は傷つけられ辱かしめられ迷はされて、其の度ごとに自己の心性を鍛錬す。しかも家

に歸れば妻の保護あり。妻の守れる家には危険なく、誘惑なく、過失なく、又決して敵もなし。家庭は實に平和の場所なり。

家庭は外界の敵を防ぐのみならず、疑惑恐怖、不和等の忌むべきことの襲來を防ぐ所なり。若し然らざれば、決して之を家庭と稱する能はず。何となれば、世間の不安なる状態が、家中にまで影響することあらば、それは家庭にあらずして、世間の一部分なり。

要するに、眞の妻あるところに眞の家庭は存す。されば、妻にして正しく家を治むる能はざれば、全く治めざるに劣る。之を以て婦人は賢からざるべからず。されど、自ら高むる爲に賢くなるにあらずして、己を犠牲にすることを得るが爲に賢からざるべからず。」

元來、男性と女性とは、人類として共通の性質を有すると

⑦男性と女性

共に、又身體上精神上に種々の特質を具へてゐます。

概していへば、男子は剛毅果斷であり、能動的進取的であります。女子の感情は鋭敏で感受性が強いけれども、やゝもすれば目前の事實に囚はれ感情に動かされ易い傾を有つてゐます。男子は細かい所に氣の附かぬかはりに、よく大局を洞察し感動を統制して、意志を貫徹する力を有つてゐます。

しかし、以上の事實によつて、人間としての男女の價值を上下するのは誤つてゐます。男性と女性とは相俟つて人間生活を完うすべきものであつて、男子は男子たる處に人間としての價值があり、女子は女子たる所に人間としての

價值があります。もし男女各々その特性を缺いたならば、男性は男性の意義を失ひ、女性は女性の意義を失つてしまいます。要するに男性と女性の問題は決して尊卑を以て争ふべき性質のものでなく、男は男らしく女は女らしく、互にその人格を尊重して特有の天職を盡すことによつて解決せられるものであります。

第三 夫婦の道

○「夫婦相和シ」

易の「家人」の卦に、

女は位を内に正し、男は位を外に正す。男女正しきは天地の大義なり。父父たり、子子たり、兄兄たり、弟弟たり、夫夫たり、婦

婦たり。而して家道正し。家を正して天下定る。」

とあります。夫婦の道は之を社會的に見ても、國家的に見ても極めて大切なことでありまして、夫婦がその道を盡さなければ家は治まらず、家が治まらなければ國が治まりません。教育に關する勅語に、「夫婦相和シ」と仰せられてありますのは、夫婦相倚り相援けて、家の爲に盡すべきことを訓へ給うたものであります。

◎良妻は銅像の礎を築く

「良妻は銅像の礎を築く」と言ふことばがあります。古來偉人傑士と稱せられる人々の背後には、必ず良妻の内助の功があります。「妻は銅像の礎で、その働きは、歴史の上には多く表はれてゐませんけれども、夫の事業の半ばは當然妻

の功績に歸すべきものであります。

英國のビーコンスライールド侯チスレリーが布衣より起つて遂に宰相の榮位を極めるに至つたのは、夫人の内助に負ふ所が多いのであります。

議會に於て彼が演説する時は、傍聽席にある夫人の眼光に勵まされ、政策を案ずる時は、常に慧敏な夫人の考案に負ふ所が多かつたといひます。實に彼は大半夫人の内助の功に依つて宰相となつたのであります。

嘗て英國女帝陛下から金冠を授かり且子爵に列せられようとした時、彼は之を固辭して、「臣の功でなく妻の功でございませうから、願はくは妻にお授け下さい。」と申しました。

チスレリーは妻に後れて死にました。その時政敵たるグラッドストーンは、氏の生前の勳功を表彰し、之を國葬にしようとして

しました。然るに遺族は「遺言に違ふから」とて断りました。氏の遺言といふのは、

「我が死後は、亡き妻の墓側に、亡き妻を葬つた時の如くにして葬れ。」

といふのであります。勿論夫人は國葬でなかつたから、デスレリ―も亦略式を以て葬られました。

「國亂れて良相を思ひ、家貧しくして良妻を思ふ」といふやうに、妻の内助の功は逆境に處して特にその效があらはれます。

小田原在に生れた或婦人の話です。嫁した先は多忙の家。精勵の結果やうやく一家を新築しました。落成間もなく丸焼

◎ 逆境に處して

け！夫婦刻苦して再度家を興しました。新宅が建つや建たずに、夫は肺結核の床に就きました。看護三年、藥石遂に效を奏せず、剩へ死後四千圓といふ負債が彼女に對する遺産でした。大抵の女なら、それでもうがつかりしてしまひます。

夫に別れ、四千圓の負債を擔つた寡婦は、次のやうに神に誓ひました。

「是非此の負債を済して亡夫に瞑目せしめたい。今一度！

此の決心を把持する間は、願はくは加護を垂れ給へ。若し中途に挫折せば、神よ、わらはを癡人になし給へ！」

かくて彼女は稼ぎに稼ぎました、夜を日について、日を夜についで。

十三年はいつしか過ぎました。

亡夫の法會を彼女は東京芝公園内紅葉館で開いて亡夫の知

己を招きました。

「位牌が動きました！」と、彼女は語つたとやら。「氣のせゐでせうね、氣のせゐでせうが、わたしが亡夫の位牌に向つて、『あなたもう御安心遊ばせ、御負債は悉皆済しましたから……』とかう申しました時、亡夫の位牌が動いたやうに見えました！」と。

その日、彼女は剃髪して「尼さん」となりました。

⑤貞操

偕老同穴の契といひますやうに夫婦は男女終生の結合であります。夫婦互に貞操を正しくすることによつて、家庭の幸福は生れ、家運の隆昌を期することが出来るのです。殊に女子の貞操はその既婚たると未婚たるとを問はず、生命と尊さを同じうし、今日の法律では、女子が貞操を蹂躪せ

⑥結婚は人生 の大典

られんとした時、それを護る爲に對手を殺傷しても、これを以て正當防衛と認められ、犯罪を構成しないことになつてゐます。

結婚は人生の大典です。一身一家の幸不幸を決定する重大事であります。「賢き夫人はその夫の冠であると共に、悪妻は六十年の不作である」といはれてゐます。私達はまだ修學の途中にあつて、これらについての關係は少いけれども、よくその重大性を考へ、將來この問題に出會つた時には、慎重の上にも慎重を加へ、決して一時の感情や空想に支配されることなく、健康性格境遇・家柄・血統等を考へ、親の地位や財産よりも、本人そのものに重きを置いて選擇しなく

てはなりません。又かゝる事は、父母・兄弟・親戚・先輩の判断と指導に従ふことの肝要なるは言ふまでもありません。若し不純な動機で輕率に定めるときは、悔を後年に残すことが多くあります。

我が民法で定めた夫婦は、正式に結婚した一夫一婦に限り、その年齢は男子は満十七歳、女子は満十五歳としてゐます。しかし、これは最低限を示したもので、最近各國の結婚平均年齢によつて見ますと、男子はスエーデンの三〇・五九歳が最も高く、フランスの二八・〇六歳が最も低く、女子はスイスの二七・七歳が最も高く、日本の二四・六一歳が最も低くなつてゐます。我が國では大體男子は二十四・五歳から三十歳位まで、女子は二十歳から二十四・五歳までを適當な年齢と見られてゐます。

なほ我が民法では男

(國名)	(男)	(女)	(差)
日本	二九・二四	二四・六一	四・六三
佛蘭西	二八・〇六	二六・七九	一・二七
獨逸	二八・七四	二六・六七	二・〇七
瑞西	三〇・〇四	二七・七七	二・二七
瑞西	二九・二四	二五・六五	三・五九
伊太利	二八・七四	二五・〇一	三・七三
西班牙	二八・一八	二五・九五	二・二三
加奈多	二九・二〇	二四・九〇	四・三〇
英吉利	二九・〇五	二六・四一	二・六四
瑞典	三〇・五九	二六・九一	三・六八

列國平均結婚年齢
(内國統計局纂要昭和二十年)
(列國勢要覽による)

子は三十歳未満、女子は二十五歳未満で結婚する場合には、家に在る父母の同意を得なければならぬことになつてゐます。しかしこの年齢もやはり最低限を示し

たものでありまして、實際の場合には年齢の如何に拘らず、父母・先輩の冷靜周到な判断に俟たなければなりません。

妻として夫の家に入れば、夫の父母、夫の兄弟姉妹に對して新たな關係が結ばれます。夫の父母に對しては我が父

◎男姑等に對して

母に對すると同じく孝養を盡し、夫の兄弟姉妹に對しては我が兄弟姉妹に對すると同じく友愛の情を盡すのは申すまでもありません。これを初めから分け隔ての心を以て對するから、感情の疎隔が次第に大きくなつて、遂には世間に往々見るやうな悲劇を惹起することになりますのであります。

○ 昭憲皇太后御歌

むつまじき中洲にあそぶみさごすらのづからなる道
はありけり
松が枝にたちならびてもさく花のよわき心は見ゆべき
ものを

第四 母の力

スエーデンの女流思想家エレン・ケ―は、



エレン・ケ―

人類が現在に於ける一切の努力は、善き人種を作るにある。善き人種は兒童によつて決定されるし、人間の一生を支配するのは兒童の時代である。されば兒童を生み、育て、教育する母性は

は太陽の如く神聖である。

と言ひました。「母の力」は太陽の如く神聖であり、偉大であり、崇高であります。

古來の偉人が父母の感化によることは、東西その揆を一

● エレン・ケ―
の言

● 賢母の感化

にしてゐます。

楠木正行の母、近江聖人の母、高崎正風の母のことは私達の既に學んだ所です。

セント・オーガスチンの母モニカは賢母として名高い人です。オーガスチンがその壯時頗る放埒な人であつたのが、終に古今の大聖となつたのは、偏に母の感化にあります。オーガスチン嘗て人に語つて、

「わが有するすべての物は皆母の賜物である。わが眞理を愛するに至つたのは全く母の教育による。罪と不運との爲に早く死ぬべくして死ななかつたのは、母が予の爲に久しく信實の涙を流して之を神に贖ひ給うたからである。」

と言ひました。獨逸の詩人ゲーテの母は、寛仁で快活な人でありました。ゲ

ーテは成業の後、母の教訓を感謝して、

「自分の立てた功業は全く母の功業である。」

といひました。ゲーテの母に遇つた人は、その人物に感じて、

「自分はゲーテの母に遇つて、初めてゲーテがかやうな大家になつた原因がわかつた。」

と語つたといふことです。

「予の一切の運命は悉く之を母より受けたり。」と言つたワシントンの母マリーは寡婦たること四十八年、その間何等他人の補助を受けることなく、節を枉げず徳を汚さず、よくその愛兒ワシントンを教育しました。記念碑には「ワシントンの母マリー」と刻んであります。「ワシントンの母マリー」——碑文は至極簡単ですが意味は甚だ深長であります。

司馬溫公の「家範」に、

慈母子を敗る

人の母たる者は慈ならざるを患へず、愛を知つて教を知らざるを患ふ。古人言へるあり、慈母子を敗ると。愛して教へざれば不肖に淪め、大惡に陥れ、刑辟に入れ、亂亡に歸せしむ。他人之を敗るに非ざるなり。母之を敗るなり。古より今に及ぶまで、是の如き者多し。悉く數ふべからず。

とあります。「慈」だけでは所謂「祇憤の愛」です。愛に溺れて子を弄び、遂には子を損ふことになります。「嚴を以て賢母となす」——撫でるばかりでなく、時には恐ろしい程嚴格なところがなくてはなりません。

私達は嘗て「乃木大將の幼年時代」といふところで、

大將の母もまたえらい人であつた。大將が何か食物の中に、しらひな物があると見れば、三度三度の食事に必ず其のき

④ 愛の鞭

らひな物ばかり出して、大將が馴れるまで、うち中の者がそればかり食べるやうにした。其の爲、大將には全く食物に好ききらひといふものがないやうになつた。とあるのを讀んだ筈です。いはゆる「愛の鞭」です。

本居宣長の母勝子は宣長が十一の年から寡婦となつて、宣長を始め二男二女を女の手一つで育て上げました。亡夫の遺産は四百兩ばかりありましたが、それも親戚に保管されて、僅かにその利子が給與されるだけでした。

宣長の家は代々商家でしたが、宣長は幼少の時から書を読むことが好きなので、これは到底商人となるべきものでないことを見抜いて、學者にしてその天分を成させようとし、寶暦二年宣長が二十三歳の春、京都へ遊學させたのです。しかも勝子は當時の狀勢を洞察して、學者だけでは將來生計に窮することがあ

[illegible]

八月二十日
 壬午年
 八月二十日
 壬午年

蹟筆の子勝母の長宜居本

るかも知れないと考へて、醫學をも兼修させました。

宣長を遊學させて、なほ且三人の子女を養育する勝子の苦心は決して一通りではありません。或は家財を賣り、或は親戚から借財をなし、慘澹たる工面くわめんをし、ながら學資の支給は十分にしていやつて、決して愚痴がましいことは言はなかつたのです。

宣長が遊學中勝子が寄せた書翰の一節に、

……随分々々無事にて心強く思ひ、
外の儀に心移し申さず、唯一筋に醫

者の方心掛け、申すまでは無く候へども、人間心一筋を強く、道々を専一に成さるべく候。此所をそもじ取損ひ取外し申され候はば、いつもく申す通り、一人の母此の世より迷ひ申すべく候。云々

とあり終りに、

人々そもじ事褒め居り申し候へば、此所取損ひ候はば、親の恥は申すやうなく、大不孝と存じ候。とあります。

國學上の偉人本居大人の學問事業を迫慕するにつけ、私達は勝子の賢明を偲ぶ情の切なるものがあります。

第五 模擬と獨創

●模倣

世の中に絶対に新しいといふものはありません。創造はたゞ神のみが爲し得ます。しかも神は其の像さうの如くごとく人を創造されたと古傳説に記されてゐます。全智全能の神でさへ、人間を造る時に自分の像に似せて造られたといふではありませんか。

模倣は人の本能であります。子供は大人を模倣し、後進國は先進國を模倣します。成長の差を有ち、文化の程度の異つたものの間に模倣の行はれるのは當然のことで、眞似ることによつて、後れたものは進んだものに追いつくことが出来るのであります。

我が國は初め朝鮮を通じて支那印度の文化を學び、明治

●獨創

維新以後は歐米の文化を輸入して今日の狀態に達しました。「日本の文化は歐米文化の模倣である」「日本人は模倣をよくするだけで、全く創造力のない國民である」とは歐米人の批評するところでありますが、しかしこれは皮相の見であつて、日本人は祖先以來決して單なる模擬模倣を以て終始してゐません。創造への階梯として模倣の道を通つたのであります。

支那・印度の文化を模倣する域から脱して、獨創的分子の加へられたことは、上代に於ける假名文字の發明、美術・工藝の日本化したことに徴しても知ることが出来ます。鎌倉時代に入つて親鸞・日蓮の如きは渾然たる日本獨得の新佛

教を創造してゐます。徳川時代の儒教も亦日本の儒教であります。藝術の世界に幾多の天才を出したことは言ふまでもありませんが最も劣るとせられてゐる科學の方面に於てすら關孝和の高等數學上の知識や、伊能忠敬の全國實測の偉業など獨創的研究は少くありません。



野口英世

七十年を出ませんから、その間殆ど摸倣に費されたのは寧ろ當然と言はなければなりません。しかもこの摸倣に忙殺されつゝある間に、故野口英世博士や故高峯

讓吉博士の如きは世界の學界に不朽の名聲を轟かししました。

以上述べた所によつても、日本人は決して獨創力に缺けてゐない民族であることがわかります。歐米人の日本民族についての批評は、これら重要な點を看過したものに過ぎません。

●獨創的精神
を養ふ工夫

獨創的精神を養ふには、私達は何事についても自ら觀察し、自ら實驗し、自ら工夫する習慣をつけなくてはなりません。繪を畫き文を草するも亦創造創作の好機會であります。殊に一家の主婦たるものが頭を創造的に働かして家庭生活の合理化を圖ることは、今後の我が國にとつて極め

⑤ドイツの家
庭生活

て肝要なことであります。

最近ドイツの家庭生活は頗る合理化されてゐます。以前には室内の家具とか飾付けとか家の建て方等は随分ごていしたものであつたやうですが、現在のドイツ住宅の建築法は、採光と通風とを根本條件として、その他はすべて單純になつてゐます。室内の設備等も出来るだけ單純になつて、或人はその點に東洋趣味の影響を認めることが出来ると申してゐますが、それよりは寧ろ生活そのものゝ必要から起つたことと思はれます。家庭に於ける作業の合理化を行ひます結果、經費の節約が出来ると共に、主婦の時間と勞力とに餘裕を生じて來ます。これは一つは今まで家庭で一から十まで仕上げて居たものを、機械工業の力によつて出来上つたのを安く買ふことの出来ることも大いに影響がありますが、兎に角現代ドイツの主婦は生活に

非常な餘裕を持つて居り、その時間と精力とを極めて有効に使用してゐることは疑ふべからざる事實で、この點は私達の大いに反省すべき所であらうと思ひます。

⑥獨創の機會

獨創の機會は隨所にあります。機會を逸せぬ機敏さと周密な思慮とが肝要です。林檎の落下は今に始まつた事實ではありません。ニュートンはこれによつて引力の理を悟りました。蒸氣が鐵瓶の蓋^{ふた}をもち上げるのは昔からの事實であります。ワットはこれによつて蒸氣機關を發明しました。アルキノデスの比重の原理も、ガリレオの振子の原理も、皆これと揆を一にしてゐます。これら偉大な業績は一見偶然のやうに見えますけれども、決してさうで

ありません。長い間の心掛が偶然の機會にあらはれたものに外ならないのです。

英國のブラオンの住んで居る所に、一條の川が流れてゐました。彼は、澤山の費用をかけないで、この川に橋を架けて、交通を便にしたいものだ。と思つて其の方法を考へてゐました。

すると或日のこと、朝早く起きて園中を散歩してゐますと、小さな蜘蛛の糸が、其の行くところの路に當つて、横に懸つて居る様を見て、忽ち「鐵繩か、または鐵鎖で、此の蜘蛛のやうな方法で、拵へたらよい。」と思ひついて、遂に鐵懸橋を作り出すやうになりました。

ワットが管を以て水を引上げる事を考へた時に、伊勢蝦を見て、其の皮に倣うて鐵管を作つてその目的を達しました。ブルネルがテームス河底の地道を造る時に、船を蝕する小蟲から

着想したのも同じ譯であります。即ち船を蝕する小蟲は、其の強い頭を以て船材中を百方に蝕して路を作り、更に漆のやうなものを以て四方上下を塗り、その中に住んでゐますから、その様式に倣うて規模の大なる河底地道を造つたのであります。

畏くも今上天皇陛下には踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に「模擬ヲ戒メ創造ヲ励メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ」と仰せられました。凡そ文化は優秀な精神の獨創的努力によつて發展します。私達は聖旨を奉體して日々に新に獨創的精神を發揮することに努めねばなりません。

第六 道德の尊嚴

●道德の尊嚴

道德は人間生活の統一原理であります。即ち道德は科學・法律・政治・經濟・藝術・宗教等と並んで存するものではなくて、これら一切を統制するものです。従つて學者も法律家も政治家も實業家も、およそ人間生活を營むものは、均しく道德に準據しなければなりません。藝術家であるから道德に外れたことをしてもよい、宗教家であるから道德を超越して差支ないなどといふことは、決して許されません。公共の安寧幸福を圖る爲、國家がその權力に依つて國民に遵奉を強制する社會的規範を法といひます。

●法と道德

法治國民として國法に違ふべきは言ふまでもありません。しかし、法は國家生活に必要な最低限度の規定を定めるに過ぎないので、道德が人間生活の全般に互つてゐるのに比して、その範圍に廣狹の別があります。随つて法律に背いた行爲は必ず道德に違反するが、法に背かない行爲のすべてが必ずしも道德的行爲といふ譯にはゆきません。例へば子供が池に陥らうとしてゐるのを知りながら、之を傍觀してゐても、違法として罰することは出来ませんが、道德はこれを人道に背くものとして責めるのです。要するに道德は法の根本であり淵源であつて、法の根據は常に道德によつて支持せられ、法の規定も運用も、一に道德の力に

よつて律せられます。されば法が眞によく遵守されるか否かは、一に懸つてその國民の道德的信念の強弱如何に基づくものであります。

立憲政治は民意を重んじて行ふ政治で、人民を立法に參與せしめるのがその特色でありますから、輿論を代表する團體としての政黨が生れます。政黨とは同一の政見政策を有する者が集つて、其の政見政策の實現を圖る爲に組織した政治團體です。政黨は輿論の代表者として、皇運扶翼のため國利民福を圖るべきもので、たと黨勢の擴張、黨利の壟斷に専らにして、政治道德を紊し、爲に國家の大局を忘れるやうな弊に陥つてはなりません。近來政界淨化の聲が

●政治と道德

高く、選舉の肅正が叫ばれて、國民一般も漸く自覺するやうになつたのは、洵に喜ばしいことであります。

經濟活動は人間生活に缺くべからざる要素であります。世に經濟を以て道德に反するやうに考へるものもあります。すけれども、古往今來經濟的獨立を失つたものが衰滅の運命を辿る事實に照しても、經濟を無視することは決して正しい道といふことは出来ません。

福澤諭吉が嘗て女子經濟思想の必要なことを論じたもの、うちに、

「婦人は家を治めて内に經濟をあづかり、言はゞ出づることを爲すのみにして入るゝことを知らざる者の如くなれども、さ

●經濟と道德

獨立自尊



讀 筆 吉 論 澤 福

りとしては甚だ不安心なり。良人として萬歳の身にあらず、老少より言へば、良人こそ先に世を去るべき願なれば、若し萬一にも早く良人に別れて、多勢の子供を始め、家人萬端を一手に引き受くるが如き不幸もあらんには、其の時に至り亡夫の存命中戸外に何事を經營して、何人に如何なる關係ありや、金錢上の貸借は如何、其の約束は如何など、纖細の事實を知らずして、縦令帳簿を見ても分明ならず、之が爲に様々の行違を生じて、甚しきは訴訟の沙汰に及ぶことさへ世間に珍しからず。畢竟婦人が家計の外部に注意せざりし落度、にこそあれば、夫婦同居、戸外の經營はすべて男子の責任と

藝術と道德

言ひながら、其の經營の大體に就ては、婦人も之を心得置き、時の變化盛衰に注意するは大切なことにして、我輩のいふ女子に經濟の思想を要すとは此の邊の意味なり。」と述べてゐます。さうが一代の先覺者の言だけあつて、大いに傾聴すべき價值があります。かくの如く、經濟は私達の生活を維持し、文化を向上せしめる資料として重要な條件ではありますが、これを以て人生の目標とすることは誤つてゐます。要するに經濟は人格完成の目的を達する手段であつて、しかも道德と一致することによつてその意義が生ずるのであります。藝術と道德との關係について、本居宣長はその「玉の小櫛」に、

「物のあはれを知るといふことを、おしひろめなば、身ををさめ、家をも國をも治むべき道にも至りぬべし。人のおやの子を思ふ心しわざをあはれと思ひしらば、不孝の子は世にあるまじく、民のいたづき、奴のつとめをあはれと思ひ知らむには、世に不仁の君はあるまじきを、不仁なる君不孝なる子も世にあるは、云ひもてゆけば、ものゝあはれを知らねばぞかし。されば物語は、物のあはれを見せたるふみぞと云ふことをさとりて、それをむねとして見るときは、おのづから教誡になるべきは、よろづにわたりて多かるべきを……」

と述べてゐます。「物のあはれ」を知ること、即ち美を觀照することは、自ら道德を知ることであるとの説です。藝術を以て道德の方便とするのは誤でありますが、其の藝術は決

◎宗教と道德

して道德と背馳するものでなく、これによつて道德を促進せしめる力を有つてゐます。世に藝術至上主義などと云つて、道德を無視した藝術を唱へる者は、藝術の眞意を解したものだといふことは出来ません。

宇宙の偉大と神祕に接し、時の流れの悠久を思ひ、これに對して崇敬の情を起し、之に比べて渺たる自分を顧み、さては不可抗力の天變地異に直面して、今更のやうに人間の力と運命のはかなさを感じる時、私達は人間以上の或者の存在を信じ、それに頼つて救ひを求めようとします。これを信仰といひ、信仰に禮拜の形式を伴うて宗教が成立します。私達は自分の信ずるところに従つて如何なる宗教をも

奉ずることが出来ます。しかし、それが國體・國情を無視して國家の道德に背馳するやうなものに對しては、國家はこれを禁止してゐます。帝國憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあるのは、即ちこの趣旨に外ならないのです。

之を要するに、道德は人間生活の一切を統制する原理であつて、人生のすべてに互つて絶對的の拘束力を有する嚴肅な事實であります。私達は個人としても、社會人としても、すべての行爲を道德的規範の下に律しなくてはなりません。そこに人格の向上があり、人生の意義があります。

第七 我が國民道德

●國民道德の
意義

道德は人間生活のすべてに互つて之を統制する原理であります。この意味を以て道德の原理は、萬人の認めて以て當爲當行のものでなくてはなりません。畏くも明治天皇が教育に關する勅語に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられましたのは、即ち道德の根本義をお示し遊ばされたのであります。

しかし私達は人間であるといふ上に、更に國家の一員であります。國家はその組織の最も發達し、その形式の最も完備した社會で、現代に於ける人間生活の最大最高の條件

であり、今日の文明人の社會的生活はすべて國家の一員即ち國民としての生活であります。國家はそれ／＼肇國の事情を異にし、社會組織を異にし、且その長い歴史的過程は一層その特色を鮮明ならしめてゐます。従つて各國民の道德は必ずしも其の趣を一にしません。道德がこの特殊な國民生活を本として立てられた場合に、これを國民道德と稱へます。

國民道德は特に國民的色彩の濃厚な道德であります。個性の色彩の濃厚な人は、通例人格的價値の偉大な人物であるやうに、國民道德の特質の鮮明な國民は又偉大な國民であります。國民道德の盛な國は榮え、國民道德の衰へた

◎我が國民道
徳の二大特
質

◎忠孝一致

國は衰へます。國民道德は實にその國民の存續し發展する所以の道德であります。

我が國民道德には顯著な二大特質があります。一は忠孝の一致であり、一は忠君愛國の一致であります。

忠孝は臣子の大道で、古今東西如何なる國家もこれを重んぜぬものはありません。けれども外國では忠と孝とは分離して、動もすれば相扞^か格^{かく}するを免れないのに、我が國では渾然一致して離れません。これが忠孝一致を以て我が國民道德の特質とされる所以であります。

我が國では肇國以來國を擧げて總合家族を爲し、皇室を以て大宗家となし、萬世一系の天皇を以て御家長と仰ぎ奉

り、人民は支家末流として今日に及んだのであります。されば私達の祖先が嘗て忠誠を效した天皇は、即ち私達の今日事へ奉る皇室の御祖先にましますから、私達が天皇に對し奉つて忠を盡すは、即ち祖先の志をなす所以の道であつて、孝の大なるものであり、孝は即ち忠、忠は即ち孝、いはゆる忠孝一致の大義は實にこゝに存するのであります。

忠孝一致の信念は上古以來我が國民の間に深く根ざしてゐます。大伴氏の一族が「大君の邊にこそ死なめ、顧みはせじ」と言ひ繼いだのは即ち祖訓を服膺するもので、そこに忠孝が一體となつてゐるのであります。大伴家持が「噓、族歌に縷々數百言を費して、我が家が祖先以來相承けて奉公

の道に忠勤を抽んでた名族であることを述べ、

子孫の

いやつきゝに

見るひとの

語りつぎでて

聞くひとの

かがみにせむを

あたらしき

さよきその名ぞ

おほろかに

心おもひて

空言も

祖の名絶つな

大伴の

氏と名に負へる

ますらをのとも

と訓戒激勵したのでによつても、その一斑を知ることが出来ます。

雄略天皇は崩御に臨んで、重臣に遺詔して次の如く仰せられました。

方今區宇一家のごとく、烟火萬里、百姓艾安くて、四夷賓服ふ。此れ又天意、區夏を寧かにせんと欲せり。所以に心を小め己を勵まして日一日を慎むことは、蓋し百姓の爲の故なり。(中略)義は乃ち君臣なり、情は父子を兼ね。庶くは臣連の智力、内外の歡心に藉りて、普天の下をして保安樂しめんと欲ひき。

蓋し斯くの如きは歴代天皇の御志であらせられます。即ち明治天皇が憲法發布の上諭に、

朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シ

タマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ

と宣はせられ、大正天皇が御即位禮勅語の中に、

爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリと仰せられ、今上天皇陛下が御即位禮勅語の中に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス

と宣はせられましたのによつても、之を窺ひ奉ることが出

來ます。

菅原道眞も亦忠孝一致の趣意を明確に述べてゐます。
即ち「菅家遺草」に、

「君父の教は同じかるべく、孝子の門には必ず忠臣有り。臣子の道何ぞ異ならん。」

とあります。前に述べました吉田松陰の士規七則の中に、「君臣一體、忠孝一致なるは唯、我が國のみ然りと爲す」とあるのは、我が國民道德の特質を忠孝一致に認めたものであります。

◎忠君愛國の一致

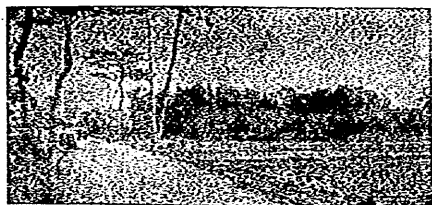
忠君愛國の一致も日本特有の國家組織より生ずる一つの結果であります。即ち我が國は皇室が中心となつて出

來た國家であり、皇室と國家とは固より一體を成して居りますから、皇運と國運とは密接不離の關係を有してゐます。随つて皇運を扶翼し奉ることは即ち國を愛することとなり、國を愛することは應て君に對し奉る忠となります。外國では忠君と愛國とが必ずしも一致しないことは、外國の歴史を緋けば自ら明かであつて、我が國のやうに忠君と愛國との全然一致する國は、之を他に求めることは出来ません。これによつて我が國民の愛國的行動が他國に比して一層重要な意義を有することがわかります。

わが國史上「愛國」といふ語の見えたのは日本書紀の持統天皇四年がその始めてあります。唐の初朝鮮問題から我が國が唐

と戦端を構へた時、齊明天皇は筑紫の朝倉宮に行幸して親しく軍を督せられましたが、御不幸にも行宮で崩御遊ばされました。續いて天智天皇の御代となり、間もなく我が軍は朝鮮の白村江で唐の軍と戦つて敗れました。この時、筑紫から出た軍丁大部、部博麻は唐に捕虜となり、長安の都に連れて行かれました。長安では博麻のほかに士師連、富杼等四人の者が幽囚の身となつて數年を暮しましたが、そのうちに唐が新に大軍を起して日本を討つ計畫を立てたといふ噂を聞いて、早く歸國して朝廷に報告し、國防を安全にしたいと思ひましたが、捕虜の身でありますから、衣糧萬端の費用がありません。そこで博麻は他の四人に向つて、我が身を奴隸に賣つて金を調べ、それを一切の費用に差出さう。たとへ自分は一生を他國で送つても聊か國恩に報ずることが出来れば本懐であると言ひました。かくて富杼等四

人は博麻の力によつて無事に日本に歸り、唐の企てを天皇に報告しました。これによつて勅命が下つて、築紫に水城が設けら



れました。唐の計畫は實現するに至らず、幾くもなくして和が結ばれましたが、其の後六、百餘年を経て鎌倉時代に至り、元の入寇した時、防戦上その效が少くなかつたのであります。

址 博麻は獨り淋しく唐に留り、奴隸となつて勞役を續けること三十年。年老い身も衰へたので、やうやく奴隸を免されて歸國することを得ました。時に持統天皇の四年であります。その壯烈な事蹟は國司の知る所となり、國司から一切を朝廷に奏聞しましたので、天皇から特に御手厚い恩賞があつて、

御懇篤な詔を賜はりました。そのうちに以上述べたことが記され、朕その朝を尊び國を愛ひて、己を賣りて忠を顯はすことを嘉す」と仰せられてゐます。正史に残るこれらの事實は、洵によく我が忠君愛國の精神を物語つて餘りありといふべきであります。

要するに、忠孝相一致し、忠君と愛國との一致するは、我が國家組織の上から来る必然の歸結であつて、世界に比類なき我が國民道德の二大特質といふべきであります。

第八 惟神の道

● 惟神の道

「惟神」の語は日本書紀、孝德天皇大化三年の詔にあつて、「か

みながら」と傍訓を附けてあるのが國史に見えてゐる始めであります。「惟神」とは、神が神でまします其のまゝの意であり、従つて「惟神の道」は神代よりあり來つたまゝで、毫も私意私見を加へぬ道、即ち神慮のまゝなる我が國固有の大道であります。

我が國は惟神の道を以て國家全體の鞏固な基礎をなしてゐます。明治天皇の御製に

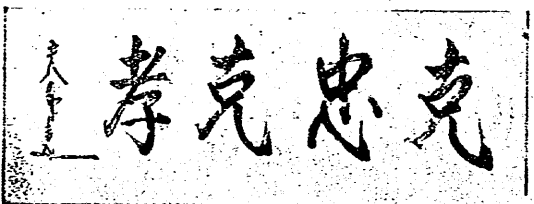
ちはやぶる神のこころを心にてわが國民を治めてしがな

と仰せられてありますのは、即ち惟神の道によつて政治を行はせられる御趣意に外ならないと拜察します。

天照大神は皇孫瓊瓊杵尊をこの土に降し給ふ時、
 豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる
 べき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚
 の隆えま、さむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられました。この神勅は實に日本國家の大理想を
 言現はされたもので、教育に關する勅語に「天壤無窮ノ皇運
 ナ扶翼スヘシ」と宣はせられたのと、迥かに相呼應するの觀
 あるは、これ我が國體の尊嚴崇高なる所以であります。我
 が國運の年と共に發展して已まないのは、即ちこの大理想
 の實現に外ならないのであります。

要するに我が國民道德の根源は、實にこの惟神の道に存



東郷大將筆蹟

し、神勅の大理想——惟神の道の眞精神——を實現するこ
 とは我が國民の神聖な義務であります。

東郷大將が日本海々戰の報告を「天佑
 ト神助トニ因リ」といふ敬虔な句で起し、
 縷々數萬言の後、

殊ニ我軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歴代
 神靈ノ加護ニ依ルモノト信仰スルノ外ナ
 ク嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戰シタル麾下將卒
 モ皆此成果ヲ見ルニ及ンテ唯々感激ノ極
 言フ所ヲ知ラサルモノ、如シ

と、同じく敬虔な文字で結んでゐます。
 明治天皇は之を嘉納し給ひ、同大將に賜

はつた勅語の中に、

朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ
懌フ

と宣はせられました。

私達は信仰を如何なる宗教に求むるに論なく、國民的信仰として敬神崇祖の精神を旺にし、従つて神社參拜の美風を盛にすることは當然の務であつて、神社の崇敬は即ち國民道德を發揮する所以の道であります。

第九 我が國民性

個人にそれ／＼特殊な性格があるやうに、國民にも必ず

●國民性

他の國民と區別せられる特性があります。これを國民性といひます。國民性は他の國民に對しては著しい特色を示すと共に、自國民の間には共通性のものであります。故に國民性はその國民だけについて觀察して、他の國民と比較しなければ、果してその性質がその國民の特色であるか、或は人類一般に共通のものであるかを明かにすることが出来ません。従つて我が國民性は之を他の國民の特性と比較し、日本人の間に一致する點を捉へ、しかもこの點によつて他の國民と區別するに足るべきものでなくてはなりません。

私達の個性は私達の生得とその習得とから成るやうに、

●國民性の由來

●我が國民性の長所と短所

我が國民性は祖先から遺傳して來た我が國民固有の性情が、その生活する國土の影響を受け、それに順應すべき生活状態と歴史的事實とによつて訓練され、又外國思想によつて影響されて、その總計が今日の我が國民性の内容を形造つてゐるのであります。

然らば我が國民性として擧ぐべきものは何でありませう。故芳賀文學博士は、その著「國民性十論」に於て、

- | | |
|--------------|-------------------|
| (一) 忠君愛國。 | (二) 祖先を崇び、家名を重んず。 |
| (三) 現世的、實際的。 | (四) 草木を愛し、自然を喜ぶ。 |
| (五) 樂天洒落。 | (六) 淡泊瀟灑。 |
| (七) 纖麗纖巧。 | (八) 清淨潔白。 |
| (九) 禮節作法。 | (三) 溫和寬恕。 |

を擧げてゐますが、これは主としてその長所について述べたもので、短所に就いては多く觸れてゐません。

我が國民性の長所については、以上の外、同化性に富むこと、進取的氣象に富むこと、武勇の精神の旺さかんなこと等を擧げてよろしい。短所について述べてある各種の意見を綜合しますと、

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (一) 依頼心の多いこと。 | (二) 熱し易く冷め易いこと。 |
| (三) 規模が狭小で、雄大を缺くこと。 | (四) 虛榮心の強いこと。 |
| (五) 感情的姑息的であること。 | (六) 沈思熟慮の風に乏しいこと。 |

などを擧げることが出來ます。

個人の運命はそのものゝ個性によつて支配せられるや

●私達の反省

うに、國民の運命はその國民性によつて左右せられます。即ち國家が大いに勃興し發展する時は、その國民性の長所が最もよく發揮されたときであり、これに反して國家が衰微し又は滅亡を招くのは、多くはその國民性の長所が失はれて短所の暴露された時であつて、この事實は古今東西の史實について國家の盛衰、民族の興亡の跡を考案すれば自ら明かであります。私達は靜かに我が國民性の長短に思を廻らし、その長所を自覺してこれが存続長育を圖ると共に、短所は大いに反省してその矯正改善に努め、以て我が帝國の世界的地位を高める原動力を養はなければなりません。

第十 思想問題 (上)

●思想問題

現状の社會組織を改善し、社會生活の向上を圖らうとして種々の思想が次から次へと唱へられ、殊に世界大戰前後からは思想の混亂が益甚しく、いはゆる思想問題なるものが發生しました。その思想には、保守あり改進黨あり、左傾あり右傾あり、中には詭激に失し道義に背き、我が國體・國情に一致しないものも少くありません。いふまでもなく思想の健否は國家社會の盛衰に關する重大事であります。これら思想の根據を攻究し、内容を吟味し、健全な批判力によつて、その取捨選擇を誤らぬやうにすべきであります。今

上天皇陛下踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異

ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ

と仰せられました聖旨のほども、この點に軫念あらせ給うての事と拜察します。

●個人主義

個人は社會の單位で、家庭・國家などすべての社會は、たと個人がよりよく、生きんが爲の手段に過ぎないと唱へるのを個人主義と名づけます。

●個人主義の批判

元來この主義は、西洋に於て壓制政治の下にあつた不健全な社會に誘發された反動的思想であつて、家族制度を基礎とする我が國固有の思想と相容れないのは論ずるまで

ありません。個人主義が人格の尊重を唱へ、個性の價值を認めたのはよろしいけれども、それが爲に家庭社會を顧みないのは絶対によくありません。言ふまでもなく、自我は即ち社會我であつて、個人と社會とは渾然一體をなし、決してこれを分離して考へることは出来るものでありません。

個人主義は個人の自由を主張し、萬人の平等を唱へます。しかし、眞の自由は無秩序・無法則である筈はありません。何等の自覺なく、我儘勝手を振舞ふなどは、自由ではなくて放恣亂暴であります。かくの如きは徒らに社會の秩序を紊し、國家の統制を壞るだけであります。又、人はそれ

一個の人格を有する上から言へば平等でありますけれども、そのうちに大人格があり小人格があり、高潔な人格があり、野卑な人格があり、力量・才能に應じて千差萬別であります。然るにこれらの差別を無視する平等は萬人を機械的に平均せしめるに止まるもので、決して眞の平等と稱することが出来ません。要するに眞の自由は秩序・法則のうちに成り、眞の平等は眞の差別の間に認められるのであります。

⑤デモクラシ

一九一七年四月二日、米國大統領ウィルソンが議會に於て世界大戰參加の理由を述べた演說中に、世界はデモクラシーの爲に安全にせられねばならぬ。」と言ひました。これ

⑥その批判

らによつて全世界にデモクラシーの思想が波及されたのであります。デモクラシーは民本主義・民主主義・民衆主義などと譯され、本來政治上に用ひられた語であります。世界の安全は是非とも一般民衆の利益幸福といふ上から打算されなくてはならないといふのがデモクラシーの思想で、戦局の終りに近づくと共に益盛に唱へられるやうになり、デモクラシーといふことは、戦後世界の人心を風靡するに至つたのであります。

リンカーンはデモクラシーを定義して「人民の、人民によつて行はれる、人民の爲の政治」と言ひました。「人民の爲」とは人民の福利を主とするの謂であります。既に述べまし

た通り、我が國の政治は寶祚の無窮の御榮を皇業とせられ給ふと共に、畏くも祖宗の遺し置かれた蒼生の惠撫慈養を天職とし給ふ政治であつて、この意味に於て我が國の政治ほど人民の福利を本とせられた政治はありません。

國史の傳ふところによるも、仁德天皇が「百姓貧きは則ち朕が貧なり、百姓富みなば則ち朕が富なり」と宣へる御事蹟の如き、醍醐天皇が寒夜に御衣を脱ぎて民の身の上を憐み給へる御事蹟の如き、又歴代の天皇が臣民を「大御寶」と稱せられましたのも、皆臣民を惠撫したまふ大御心に外ならないのであります。

次に「人民によつて」とは政治の立憲的であることを言つたものと解せられます。これは我が國の憲政の眞の意味

●輿論

を失はない限りは不可なき如くであります。デモクラシーの思想普及以來、人格の尊重、自治的・公共的精神の高調、機會均等主義の實現を見た點はありますけれども、又低い意味の民衆的に墮した弊も認めなければなりません。最後に最も肝要であることは、この思想が統治權が人民にあると主張するに於ては、これ全く萬國無比なる我が國體と相容れないものでありますから、絶対にこれを排斥しなければなりません。

デモクラシーの國家なり社會なりは、輿論が絶大の勢力を有してゐます。輿論が高潔聰明な人格者によつて導かれる間はよろしいが、一旦常道を逸するに於ては、いはゆる衆愚政治を以

てする多數の横暴を齎し、その弊の及ぶところ國家社會の進運を沮害すること甚しいものがあります。

第十一 思想問題 (下)

●社會主義

社會主義は個人主義と對立すべきものではなく、絶對の自由平等を主張する點に於て個人主義と相通ずるものがあります。等しく社會主義といふうちにも、その間に幾多の分派があり、従つてその主張も一樣ではありませんが、要するに人間生活はすべて經濟現象によつて左右され、人はすべて物質的條件によつてのみ生存するものであるとするのがその根本思想で、この見地からして、現代社會の缺陷

●その批判

を貧富の懸隔にありとし、この缺陷を除く爲に、私有財産を撤廢して土地・資本等の物資は社會の公有とし、すべての人を勞働によつてその生活に必要な生産に従事せしめ、以て富の分配に均衡を保たしめようといふのであります。

社會主義が勞働の神聖を説き、勞働者の地位の向上に努めたことは認めなければなりません。が、全體としての主張は幾多の誤謬に滿されて居り、實現不可能のユートピア的思想に過ぎません。

先づその根本思想に於て物質を過重し、經濟現象を以て人生のすべてを律しようとする結果、精神生活を顧みません。我が國民道德はどこまでも精神主義の上に立つてゐ

ます。惟神の道は固より、外來思想たる儒教にしても佛教にしても、皆一定の精神的原理を以て人間生活を支配するものであります。殊に社會主義がその當然の歸結として無神論的傾向を有するのは、有神論の立場にある我が國民道德と根本的に背馳するものと言はなければなりません。要するにこれらは、人を以てパンのみによつて生きるものとする思想から來た缺陷であります。

次に社會主義は筋肉労働尊重の結果、精神労働者を認めず、資本金家の立場を顧みません。

元來生産には自然と勞力と資本とが無ければなりません。これを生産の三要素といひます。自然とは土地・河川・動植物な

どの自然物や、風力・水力・日光などの自然力をいひ、勞力とは人の精神及び身體の働きをいひ、資本とは過去の生産の結果であつて再び生産の資料に用ひられるものをいひます。

各種の産業は生産の三要素を適當に組合せることによつて營むことが出来るので、資本なくして産業を營むことは不可能であり、且生産・販賣の方法について一種の機智・技能を要することは言ふまでもありません。然るにこれらを度外視して筋肉労働の結果のみを過重するのは、當を得たものといふことは出来ません。

又社會主義は富の分配を均衡ならしめようとはしますが、しかし職業に難易・快苦の別があり、同じ職業に従事する者

も、その力量・才能の相異によつて仕事の能率に差を生じます。然ればその難易・快苦に應じ、能率の差違に従つて報酬を異にするは勿論のことであり、又公平な分配法であります。然るに社會主義の主張するが如く、その生活の必要に應じて物資を供給するに止まつたならば、生産上の競争は全く遏塞^{あふさ}され、産業の不振を來すは自ら明らかであります。次に社會主義は私有財産を撤廢し、各個人が生活し得るだけのものを中央政府によつて分配しようとするのをその理想とします。しかし、これは全く人の本性に悖るものであります。抑人間は所有欲と競争心とがあればこそ勤儉力行し事業の改良工夫を加へるのであります。然るに

若し如何に勞働しても自己の所有が認められず、競争する對手がないとしたならば、勢ひ人の精神は銷沈し、殖産興業は衰滅し、文化の逆轉を來すことは必然であります。

要するに、社會主義は物質偏重に墮して人生の根本義を忘れたものであり、しかもその理想とする社會は到底實現不可能のものであることは、以上の説明によつて自ら明らかなることであらうと思ひます。

私達は現代の世界思潮に盲目であつてはなりません。けれども新しい主義學說等に對しては、常に國體の本義に立脚して嚴正公平な批判を加へることを忘れてはなりません。私達の祖先は外來思想に對して、よくその長を採り

◎思想問題に
對する私達
の覺悟

短を捨て、決して取捨選擇を誤らなかつたことは、私達の既に學んだ所であります。私達はよく、現代の世相に鑒み、堅實な思想を建設して、以て祖先の遺風を顯彰すること、に心掛けなくてはなりません。

今上天皇陛下踐祚後、朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

と仰せられましたのは、今日の世局に處して私達の採るべき道をお諭し遊ばされたもので、日本國民たるものゝ日夕

服膺すべき大御訓であります。

第十二 肇國の精神と維新の皇猷

●肇國の精神

我が肇國の精神は天壤無窮の神勅によつて明かであり、こゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて我が萬世不易の國體は確立し、皇祖天照大神の御子孫が、この瑞穗國に君臨し給ひ、寶祚の隆えまさんこと天壤と與に窮まりないのであります。

●三種の神器

皇孫瓊杵尊が神勅を奉じて此の土に降臨し給ふ際に、大神は八坂瓊曲玉八咫鏡天叢雲劍の三種の神器を授けさせられ、特に鏡については、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如い
つきまつれ。

と仰せられました。爾來、神器は連綿として代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなりました。三種の神器をお授けになつた御趣旨は古典に記されてはゐませんが、仲哀天皇が筑紫に行幸あそばされました時、伊賀の縣主の祖五十迹手が、賢木を船の舳艫に立て、上枝には八尺瓊を、中枝には白銅鏡を、下枝には十握劍を懸けて天皇をお迎へ申してこれを獻り、

臣敢て是の物を獻つる所以は、天皇八尺瓊の勾れるが如くに、曲妙に御宇しろしめせ。また、白銅鏡の如くに、分明かに山川海原

を看行はせ。乃ち是の十握劍を提りひさげて天下を平けたまへ。

と奏したことがあります。後世、北畠親房は三種の神器を以て正直慈悲智慧の本源であるとし、中江藤樹・熊澤蕃山・山崎闇齋・山鹿素行などは、これを知仁・勇の三徳に配してゐます。

●神武天皇御
創業の精神

神武天皇は天神の御子としての御信念と天業恢弘の御精神とによつて、遂にその大業を御達成になりました。天皇が高千穂の宮で皇兄五瀬命と議り給うた時、何れの地にませばか、天の下の政をば平けく聞しめさむと仰せられましたのは、國を思ひ民を慈しみ給ふ大御心の現はれであり、

大和橿原の地に都を奠め給ふに當つて下し給うた詔の中に、

夫れ大人おとなの制せいを立つる義ぎ必ず時に隨ふ。苟くも民に利きあらば、何ぞ聖造せいぞうに妨さまたはむ。且また當に山林さんりんを披拂ひはひ、宮室きうしつを經營きやうえいりて、恭たかみて寶位たうゐに臨かみみ、以て元元げんげんを鎮しづむべし。上は則ち乾靈けんれいの國を授けたまふ德とくに答へ、下は則ち皇孫かうそんの正ただしを養やしなひたまふ心を弘ひろめむ。然して後に六合くわくわくを兼ねて以て都を開き、八紘やうかうを掩おほひて宇うに爲なむこと、亦可もとからずや。

と仰せられましたのは、まことに禍を拂ひ、道を開き、いよいよ開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたもの

明治維新の皇猷

で、而してこれは、歷代天皇のいや繼ぎに繼ぎ給うた御精神であらせられます。

明治維新の大精神は儼として五箇條の御誓文にあらはれてゐます。この御誓文は肇國の精神と時運の變遷とに鑑みて定め給うた宏遠の國是で、舊來の陋習を破り、知識を世界に求め給うたものでありますが、それと共に惟神の大道を宣揚し、我が國古來の精神に則るべきことを大本とし給うたものであつて、當時の聖旨は、同時に賜はつた維新の宸翰によつて拜することが出来ます。明治天皇は

朕幼弱ヲ以テ粹みづかニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ 列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也

と仰せられ、ついで

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時
ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志
ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履
ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タ
ル所ニ背カサルヘシ

と宣ひ、更に

近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ
獨我邦ノミ世界ノ形勢ニウツク舊習ヲ固守シ一新ノ
效ヲハカラス 朕徒ラニ九重中ニ安居シニ日ノ安キ
ヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受

ケ上ハ 列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ
恐ル故ニ 朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御
偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ間ス親ラ四方ヲ經營
シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ
四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス
と仰せられてゐます。天皇御親ら艱難辛苦の先に立ち給
ひ、以て上は列祖の神靈に應へ、外は國威を四方に輝かさ
んとし給うた大精神を拜する時、誰か感激しないものがあり
ませうか。

この宏遠なる國策の樹立によつて、明治二年六月、諸侯を
して版籍を奉還せしめ、同四年七月、藩を廢して縣を置かれ、

こゝに中央集權の制度が確立しました。ついで同五年八月、學制を頒布して、自今以後、一般の人民必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期せられ、四民等しく教育を受けるやうになり、同六年一月、徴兵令を布告して國民皆兵たるべく定められ、こゝに武士といふ階級は失はれました。その他百般の文物制度が日を逐うて改革施設せられていつたことは、こゝに更めて言ふまでもありません。謹んで按ずるに、皇孫瓊瓊杵尊のこの土に降臨し給うたのは、即ち天業恢弘であり、神武天皇が大和を平定して橿原に都を奠め給うたのも天業恢弘であり、更に明治維新の大御業はその古に復り給うた天業恢弘と申し奉るべきであ

ります。而して歷代天皇の御盛業もひとしく天業恢弘に外ならないのであります。我が國史の發展は即ち肇國の大義の展開であり、この大精神が連綿として今日に至り、更に明日を起す力となつてゐます。さうして私達臣民は祖先以來常にこの大義に基づき、忠誠以て皇運を扶翼し奉り、世々厥の美を濟して、こゝに炳として日星の如き、光輝ある國史の成跡を見るのであります。

○

明治天皇御製

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たるう
らやすの國

榎原の宮のおきてにもとづきてわが日本の國をたもたむ

第十三 教育に關する勅語發布の由來

開國進取を國是とする明治新政府が、我が文物制度の改良を圖るに、概ねその範を西洋諸國に採つたのは當然であります。三百年間鎖國の扉に閉されてゐた國民が、絢爛たる西洋文化に眩惑し、滔々として歐米心酔の風を馴致したのも自然の勢といはねばなりません。

當時の人心は物質的要求を満たすに惟れ日も足らぬ有様で、宗教美術文學の如き精神的方面は全く閑却に附し、古來の良風

●西洋文化の
輸入

美俗は一も二もなく「舊弊」の一語の下に捨てられてしまひました。殊に古美術の運命は實に慘澹たるもので、雪舟探幽は顧みられずに石版の洋畫が重んぜられ、陶磁の精巧なものよりもガラス物がもてはやされ、甚だしきは、芝の増上寺、奈良の興福寺の五重塔を無用の長物として焼き拂はうとしたやうなことは、當時の社會相を如實に物語つてゐます。

而してこれが政治道德の方面に於て、或は實利實益を目的とする功利主義に熱中し、或は極端な自由民權説が唱へられ、しかもこれらは十分咀嚼吟味されることなく、無批判に輸入され主張されてゐましたので、やゝもすれば健全な國民思想を傷つけ、國體の尊嚴をも忘れようとする形勢を見るに至りました。

幼學綱要の頒布

幼學綱要卷之一
孝行第一

天地、同父母無異、人雖其初ノ胎ノ交
ヲ生誕スルモ、成長ノ後、至リ其恩愛
教養ノ深キ、父母、若ク者莫ク其恩ヲ
思ヒ、其身ヲ懐キ、其力ヲ竭シテ以テ之、事
ヘ其愛敬ヲ盡ス。子タルノ道ナリ。故ニ孝
行ノ以テ人倫ノ最大義トス。
○孝經曰夫孝天之經也地之誼也民之行也天地
之經而民是之也

幼學綱要

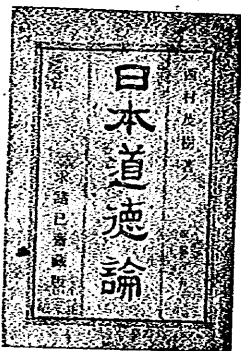
畏くも明治天皇は深くこの趨勢を軫念あらせ給ひ、明治十四年、侍講元田永孚をして「幼學綱要」を撰せしめられ、之を全國の各學校に頒ち賜はりました。その時の勅諭

には次の如く仰せられてあります。
彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ專ラ崇尚スル所歐
米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル
未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラ
ス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ

因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修
德ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

「本末ヲ誤ル者亦鮮カラス」との大御言は當時の人心の傾向
をお示し遊ばされたもので、聖慮の程畏き極みであります。

明治十九年末、西村茂樹は帝國大學講義室に於て「日本道德論」
を高唱し、國民道德樹立の必要を説きました。曰く、



「封建の時代は儒道を以て公共の教と爲し、政府人民皆之を以
て標準と爲し、も、王政維新以來全
く公共の教といふ者なく、國民道德
の標準定まらず、以て今日に至れり。
世の論者偏に文明の風俗を喜び、一
日も早く之に遷らんと欲する者多

し、文明開化は固より希望すべき事なれども、國の獨立堅固なる上にてこそ文明開化も要用なれ、若し其國の獨立堅固ならざる時は文明開化も施す所なかるべし。故に今日の勢にては、全國の民力を合せて本國の獨立を保ち、併せて國威を他國に耀かすを以て必須至急の務と爲さるべからず。此の如き希望は何を以て之を達する事を得べきかと問はゞ、余は之に答へて國民の智徳勇、即ち道徳を高進するより外の方法ある事なしと曰ふべし。縱令軍艦數百艘、大砲數千門ありとも、國民の道徳なき時は、此兵器を使用する事能はず、縱令詩歌文章秀美にして、理化の諸學奥妙に達したりとも、國民の道徳なき時は、決して他國の畏敬を受くる事能はず。德逸の學士、往年普法の大戦の勝敗を以て道徳の勝敗なりと言へり。其故は德逸の士は忠君愛國の心至て深きも、法蘭西の士は忠君愛

●思想界の混亂

國の心大に之に及ばざりしに由れりと云へり。本邦今此の如き可畏の地に立ちて、國民の道徳は之を教ふるの標準なし。國を憂ふる者、安んぞ寒心せざる事を得んや。」

かくて明治二十年から二十一年にかけて、歐化主義に對して國粹運動が漸く著しくなり、思想界は實に紛々擾々たる有様で、教育の方針も歸一する所なく、國民は恰も五里夢中に在つて、全くその適從する所を知らぬ状態でありました。

●教育勅語の頒發

この時に當り、明治天皇は明治二十三年十月三十日、時の内閣總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を御前に召させ給ひ、辱くも教育に關する勅語を下し賜はり、我が國民教育

の大本を御垂示になりました。文部大臣は直ちに勅語の
謄本を全国の各學校に頒ち、添ふるに左の訓示を以てしま
した。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲
ニ忝ク勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ
日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感
奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒
ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ
務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜時ヲ定メ生徒ヲ
會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙
夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

聖勅一たび渙發せらるゝや、恰も百川の海に朝するが如

く、紛々たる群議全く迹を絶つて、人心自ら統一し、我が國民
道德の大本は儼然として確立するに至つたのであります。

第十四 教育に關する勅語の精神

●第一段

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

謹みて按ずるに、此の一段は我が國體の精華を宣べさせ
られ、我が國民教育の基づく所をお示しになつたものと拜
察します。

我が肇國の精神は皇祖の神勅によつて明かであり、その規模は廣大で、しかも永遠に互つて動かない大理想であります。歴代の天皇は神勅を奉じて身を正しくし道を行はせられ、義は乃ち君臣なるも情は父子を兼ぬとの叡慮から「人の祖の己が弱兒を養ひ治すことの如くに民を愛し教を垂れ、以て範を萬世に貽し給うたのであります。

列聖の廣大無邊なる御仁慈に對し奉つて、下萬民は世々忠孝の道を盡し、一致協力して美しい國風を成して來ました。

斯くの如く上に連綿たる一系の皇統が君臨せられ、道德を本として臣民を愛撫し給ふことと、下に忠良な臣民があ

●第二段

つて皇室に忠を盡すと共に、父祖に孝を盡すことは、實に我が國體の純且美なる所であり、さうして、我が國教育の淵源も亦實にこゝに存するのであります。

之を要するに、我が國民教育の根本精神は、これを我が國體に求むべく、私達が學を修め業を習ふも、その究極は我が國體の精華に基づいて行はなければならぬのであります。

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

この一段は、我が國民道德の大綱を明かにし給うたもので、これ即ち勅語の本論とも申し奉るべき所と拜察します。

謹んで聖旨を按ずるに、父母に孝に、兄弟姉妹よく友愛の道を盡し、夫婦相和するは家族の道であり、恭儉己れを持ち、智能を啓發し、徳器を成就するは自己に對する本務であります。かくしてよく信義博愛の徳を行ひ、公益を廣め世務を開き、社會公共の利益を増進するは、社會に對する道であり、國憲國法に違ふは國家に對する心得であります。

以上は常時に於ける我が國民道德の要領であります。一朝有事の際は身命を捧げて君國の爲に盡さなくてはなりません。

● 第三段

これらの諸徳を實踐躬行することは、これ即ち皇祖皇宗の聖旨を奉體する所以であつて、かくして私達は天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来るのであります。

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹んで按ずるに、是ノ如キハとは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ扶翼スベシ」までを受けて仰せられましたので、即ち「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの聖訓を守り、以て皇運を扶翼し奉ることは、天皇に對して忠良な臣民であるばかりでなく、又各自の祖先が遺し傳へた美風を顯はすものであつて、忠孝はこゝに全く一となることを明かにし給うたものと

第四段

拜察します。

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

この一段は全體の結語とも申し奉るべきで、「斯ノ道」――
「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの道――は皇祖皇宗の
御遺訓であり、私達の遠い祖先から實踐躬行し來つた道徳
であります。故に畏くも皇祖皇宗の御子孫は常に人民と
共に斯の道を御遵守遊ばされてゐます。

「斯ノ道」は皇祖皇宗の御遺訓であつて、君民いづれも遵守

すべきであり、古今に通じて謬るべきでなく、又「斯ノ道」は天
地の公道、世界の大經であつて、中外に施して悖る所なく、實
に廣大無邊の大精神であります。

最後に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其德ヲ一ニセン
コトヲ庶幾フ」と仰せられ、恐れ多くも天皇御躬親ら率先し
て斯の道を實踐躬行せられ、臣民と俱に其の德を一にせん
ことを切望せさせ給うたことは、洵に感激に堪へない所で、
私達は誓つて斯の道を拳々服膺し、以て君民一德の聖旨に
報い奉らなくてはなりません。

第十五 日本 の 使命

●人類の文化

人類文化の發祥は、まづ自然の恵澤の豊かな地方に見られます。世界の歴史は、(一)黄河・揚子江流域の支那、(二)ガンデス・インダス流域の印度、(三)チグリス・ユーフラト流域のメソポタミヤ、(四)ナイル流域のエジプトに古代文化の榮えたことを教へてゐます。これらの土地は、いづれも氣候溫和、地味豊饒で、人類の生存に必要な條件を具備してゐます。

しかし、これら各地方に起つた世界最古の文化が、今日見るやうな偉大な文化に達するまでには、幾千年の歳月を経て、幾多の民族が盛衰興亡の跡を重ね、幾千億萬の人間の努力が拂れて來たことを知らなければなりません。

●東洋文化と西洋文化

印度の文化は中央アジアを経て支那に入り、支那文化と

合流して、更に朝鮮より我が國に傳はりました。これが東洋文化であります。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を大成し、近世に至つて絢爛たる自然科學の花を咲かせました。これが西洋文化であります。

印度の文化は佛教がその中核をなし、支那の文化は儒教をその骨子とします。前者は深遠な哲學思想を具へ、後者は實踐的道德思想を有してゐますが、これを一括して東洋文化として考へれば、いづれも精神文化の方面に於て、その特徴を見ることが出來ます。之に反して、自然科學を基調とする西洋文化は、多く物質文化を以てその特徴とします。

これらの特色にはそれと一長一短がありますが、現代は西洋の文化によつて風靡されてゐることは疑のない事實で、一五三〇年コペルニクスが地動説を主唱して以來、自然科学の研究と應用とに依る發明發見は、社會生活の態様を一變し、物質文明の長足の進歩は、近世に於ける歐洲諸國をして全世界の優者たらしめたことは、今更言ふまでもありません。

●我が國の地位

我が國は肇國以來惟神の道を中心とした固有の文化を基調とし、印度・支那の文化を攝取して我が固有の文化と調和せしめ、否これを自家藥籠中のものとして自己の發展に資し、以て光輝ある國民文化を建設しました。更に明治維

●生命の進出力

新に至つて開國進取の國是と共に西洋の物質文化が澎湃として我が國に流入し、國民は年と共にこれを吸収し咀嚼して、自家の用に共し、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追及し、或種の方面に於ては却つて大いにこれを凌駕するに至りました。かくして今や我が國の文化は世界列強に比肩して遜色のない状態に達したことは、世界文化史上の一大異彩と見られてゐます。

採長補短は我が國民性の一大特質であります。これを以て摸倣的と見るのは外國人の皮相的な觀察で、維新開國後我が國民が成し遂げた事績は決して單なる摸倣でなく、優れた創造であります。一體世界何れの國民と雖も、我

が國民ほど外國の思想・文物に對して鋭敏な感覺を有するはありません。これは我が國民がその生命の進出力に於て異常に強力であるといふ特徴を有つてゐるからであります。従つて外國の文物——儒教、佛教、西洋思想——が我が國に輸入されて日本化せられるといふことの標徴は、要するにかゝる強力なる生命の内容になり切つたといふこととあります。私達は屢々この事實をば、我が國體に一致するといふ語を以て現はします。今日、佛教は既にその發祥地たる印度に於て亡び、儒教も亦支那に於て廢滅に瀕してゐますが、我が國はよく兩者の長所を探り、その本來の精華を發揮せしめてゐます。種子は外國のものであるが、し

③日本の使命

かし、それは我が國體といふ沃地に來つて始めてその十分なる結實を見るに至つたのであります。加ふるに、今や我が國は盛んに西洋文化の長所を探り、これを國民文化に融合させて新日本文化を建設すべき道程にあります。

之を要するに我が國の地理的位置と歴史的事情とから見て東西文化を渾然融合してこれを我が固有の國民的理想に同化せしめ、以て綜合的な世界文化を建設することは、獨り我が國民に與へられた使命であります。

私達は今、旬日ならずして本校の課程を終へ、或は直ちに家事に従事し、或は職業戰線に立ち、或は更に上級學校に進むべき時となりました。その向ふ所は固より異つてゐま

④皇運扶翼の大道

新編女子修身書

110

(略名) 英進勝部女修一一三

新制 女子修身書
三年制用

定價各金四十五錢

東京市神田區岩本町三番地

代表者 山本慶治

大阪市西區京町堀上通三丁目卅七番地

印刷者 北村一郎

(西大五二四號)

東京市神田區岩本町三番地

中等學校教科書株式會社

日本出版會會員番號 一一七五二二

發行所

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

437

29

